

介護保険の財源と保険料

40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金とともに、地域の介護サービスをまかなうための大切な財源となります。介護保険は医療保険と同様に、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解いただきますよう、お願いいたします。

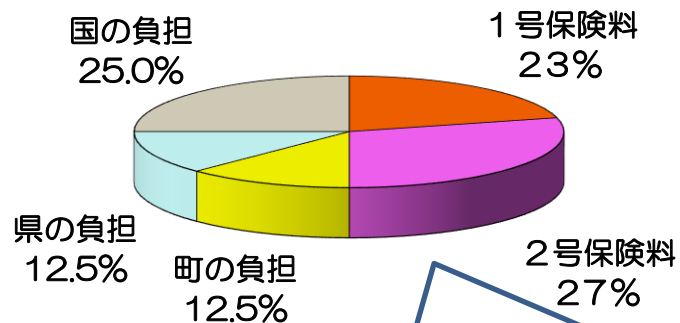
越前町（保険者）

介護保険の運営は、みなさんがお住まいの越前町が行います。

※保険者の役割・・・介護に関する相談、要介護認定、介護サービスの量と質の向上、介護保険料の決定と徴収など。

☆介護保険の財源内訳

※第7期計画期間（平成30年度～令和2年度まで）の割合



介護保険サービスに必要な経費の内、23%分を65歳以上の人の保険料で27%分を40歳以上65歳未満の人の保険料で賄っています。

40歳以上のみなさん
（被保険者）

65歳以上の人
（第1号被保険者）

40歳以上
65歳未満
の人
（第2号被保険者）

越前町に直接、介護保険料を納めます。
（年金天引き、口座振替または現金）

医療保険者を通して、介護保険料を納めます。

社会保険
診療報酬
支払基金

各医療保険者から徴収した介護保険料分を関係市町村に交付します。

医療保険者

第2号被保険者の介護保険料を決定して徴収し、「社会保険診療報酬支払基金」に納めます。

★国民健康保険や各種社会保険、共済組合など
（健康保険料に介護保険料が含まれています。）